

例規類改正等調書

1 例規類名	明石市水道条例
2 改正等区分	新 規 制 定 ・ 改 正 ・ 廃 止
3 目的・理由	明石市上下水道事業経営審議会からの答申を踏まえ、将来にわたり水道事業の健全かつ安定的な経営基盤の強化を図るため、水道料金を改定するほか所要の整備を行うもの。
4 改正等概要	(1) 水道料金の改定（第 23 条第 2 項及び第 4 項関係） ・ 基本料金及び従量料金の改定（二部料金制は維持） ・ 基本料金に含まれる基本水量（1 か月 5 m³まで）の廃止 ・ 従量料金の段階を 7 段階（基本水量を含む）から 5 段階に削減 (2) 給水装置関連規定の改正 ア 災害時等における給水装置工事施工事業者の拡大（第 19 条第 2 項関係） イ 設計審査及び工事検査手数料の改定（第 30 条第 1 項第 1 号関係） (3) その他規定の整備
5 根拠法令等	
(1) 法令名	(1) なし
(2) 根拠法令の動向・内容等	(2)
6 背景等	
(1) 議会での質問等	(1) あり（令和 6 年 9 月議会本会議宮坂議員質問ほか）
(2) 他都市の状況	(2) 水道料金改定、神戸市（令和 6 年 10 月条例改正、12 月実施）。災害時の給水装置工事、加古川市（令和 7 年 6 月条例改正）等
(3) 現在の対象者数	(3) 明石市水道事業給水人口 306,522 人（2026 年 3 月 31 日現在）
(4) その他 （関係団体、市民の動向等）	(4) 明石市上下水道事業経営審議会では学識経験者、関係団体、公募市民で審議いただくとともに、意見公募、市民説明会を実施し、市民等から意見聴取を行った。
7 実施時期	公布の日。ただし、第 23 条第 2 項及び第 4 項並びに第 30 条第 1 項第 1 号及び第 2 項の改正、令和 9 年 4 月 1 日
8 予算措置	
(1) 予算計上	(1) 無 ・ 有（ ）
(2) 財源内訳	(2) 市単独・補助事業等 （国 県 その他 市 ）

9 担当課係名	上下水道局水道経営課水道企画係、営業課給水係 (水道経営課 内線 3306、営業課 内線 3336)
---------	---

(注) 参考資料を添付してください。

財源内訳欄には、国、県等の負担割合を記入してください。

総務課に提出する前に、改正調書、新旧対象表等の内容について、所属長の下承を得てください。

改正等の方向性についての 市長協議	☒ 終了 ・ 未了	
----------------------	---	--

(注) 要綱の改正等で、決裁権者が副市長又は局長の場合は、副市長又は局長協議でも可とします(市長協議を妨げるものではありません。)

明石市水道条例の一部を改正する条例

明石市水道条例（昭和40年条例第14号）の一部を次のように改正する。

改 正	現 行
（工事の申込み） 第5条 給水装置の新設、増設、改造又は撤去の工事（以下この章、第3章及び第4 2条第1項第2号において単に「工事」という。）をしようとする者は、別に定めるところによりあらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 第6条～第8条 （略） （工事費の分納） 第9条 （略） 2 前項の分納額は、毎月均等とする。 _____ _____（削 る） _____ 3 （略） 第10条から第13条 （略） （代理人の選任） 第14条 給水装置の所有者は、<u>市内に住所を有しない場合</u>他管理者が必要と認めた場合は、この条例中当該所有者について定める事項を処理させるため、市内に住所を有する代理人を置かなければならない。 2 <u>前項の規定により</u>代理人を選任し、又は変更したときは、ただちに管理者にその旨を届け出なければならない。 第15条～第18条 （略） （給水装置の管理） 第19条 （略）	（工事の申込み） 第5条 給水装置の新設、増設、改造又は撤去の工事（以下 _____ _____「工事」という。）をしようとする者は、別に定めるところによりあらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 第6条～第8条 （略） （工事費の分納） 第9条 （略） 2 前項の分納額は、毎月均等とする。<u>ただし、納付のつど、工事費未納残額の1,000分の5に相当する額を加算したものをその月の納付額とする。</u> 3 （略） 第10条から第13条 （略） （代理人の選任） 第14条 給水装置の所有者は、<u>市内に住所を有しない場合又は管理者が必要と認めた場合は</u>、この条例中当該所有者について定める事項を処理させるため、市内に住所を有する代理人を置かなければならない。 2 <u>所有者は、前項の</u>代理人を選任し、又は変更したときは、ただちに管理者にその旨を届け出なければならない。 第15条～第18条 （略） （給水装置の管理） 第19条 （略）

2 給水装置の修繕工事（以下「修繕工事」という。）は、管理者又は指定給水装置工事事業者（災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者が指定した指定給水装置工事事業者が修繕工事を施行する必要があると認める場合におけるこれらの者を含む。以下第31条第2項において同じ。）のほか施行することができない。ただし、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「施行規則」という。）第13条に定める給水装置の軽微な変更は、この限りでない。

3～6 （略）

第20条～第22条の3 （略）

（水道料金）

第23条 （略）

2 基本料金は、次の表のとおりとする。

メーターの口径	基本料金（1戸（箇所）1箇月につき）
25ミリメートル以下	<u>990円</u>
40ミリメートル	<u>5,430円</u>
50ミリメートル	<u>13,170円</u>
75ミリメートル	<u>26,580円</u>
100ミリメートル	<u>51,850円</u>
150ミリメートル	<u>135,230円</u>

3 （略）

4 従量料金は、次の表のとおりとする。

用途区分	従量料金（1戸（箇所）1箇月につき）
------	--------------------

2 給水装置の修繕工事（以下「修繕工事」という。）は、管理者又は指定給水装置工事事業者_____

_____のほか施行することができない。ただし、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「施行規則」という。）第13条に定める給水装置の軽微な変更は、この限りでない。

3～6 （略）

第20条～第22条の3 （略）

（水道料金）

第23条 （略）

2 基本料金は、次の表のとおりとする。

メーターの口径	基本料金（1戸（箇所）1箇月につき）
25ミリメートル以下	<u>870円</u>
40ミリメートル	<u>4,070円</u>
50ミリメートル	<u>8,550円</u>
75ミリメートル	<u>15,870円</u>
100ミリメートル	<u>24,930円</u>
150ミリメートル	<u>52,940円</u>

3 （略）

4 従量料金は、次の表のとおりとする。

用途区分	従量料金（1戸（箇所）1箇月につき）
------	--------------------

一般用	第 1 種	<u>使用水量0立方メートルを超え10立方メートル以下の1立方メートルにつき</u>	<u>52円</u>
	第 2 種	<u>使用水量10立方メートルを超え20立方メートル以下の1立方メートルにつき</u>	<u>141円</u>

一般用	第 1 種	<u>メーターの 口径25ミリ メートル以下</u>	<u>ア</u>	<u>使用水量 5立方メ ートルを 超え10立 方メート ル以下の 1立方メ ートルに つき</u>	<u>10円</u>
			<u>イ</u>	<u>使用水量 10立方メ ートルを 超え20立 方メート ル以下の 1立方メ ートルに つき</u>	<u>139円</u>
		<u>メーターの 口径40ミリ メートル以 上</u>		<u>使用水量20立方メ ートル以下の1立 方メートルにつき</u>	<u>139円</u>
<u>(新 設)</u>					

第 3 種	使用水量20立方メートルを超え30立方メートル以下の1立方メートルにつき	<u>192円</u>
第 4 種	使用水量30立方メートルを超え <u>40立方メートル</u> 以下の1立方メートルにつき	<u>255円</u>
<u>(削 る)</u>		
第 5 種	使用水量 <u>40立方メートル</u> を超える1立方メートルにつき	<u>281円</u>
(略)		

5～7 (略)

第24条～第29条 (略)

(手数料)

第30条 管理者は、次の各号に掲げる事務につき、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 第6条第2項に規定する設計審査及び工事検査を一体として行う事務 次表に定める額

区分		<u>新設、増設、改造、その他工事</u> <u>(1件につき)</u>
給水管 の口径	25ミリメートル以下	<u>5,000円</u>

第 2 種	使用水量20立方メートルを超え30立方メートル以下の1立方メートルにつき	<u>191円</u>
第 3 種	使用水量30立方メートルを超え <u>50立方メートル</u> 以下の1立方メートルにつき	<u>254円</u>
第 4 種	使用水量50立方メートルを超え2,500立方メートル以下の1立方メートルにつき	<u>274円</u>
第 5 種	使用水量 <u>2,500立方メートル</u> を超える1立方メートルにつき	<u>291円</u>
(略)		

5～7 (略)

第24条～第29条 (略)

(手数料)

第30条 管理者は、次の各号に掲げる事務につき、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 第6条第2項に規定する設計審査及び工事検査を一体として行う事務 次表に定める額

区分		<u>新設工事</u> <u>(1件につき)</u>	<u>増設、改造、その他工事</u> <u>(1件につき)</u>
給水管 の口径	25ミリメートル以下	<u>2,000円</u>	<u>1,600円</u>

	40ミリメートル以上 50ミリメートル以下	<u>10,000円</u>
	75ミリメートル以上 150ミリメートル以下	<u>20,000円</u>

(2) (略)

2 手数料は、当該手数料に係る事務の申請の際に徴収する。ただし、管理者が、特に必要があると認めたときは、管理者の指定する期日とすることができる。

3 (略)

以 下 略

	40ミリメートル以上 50ミリメートル以下	<u>4,000円</u>	<u>3,200円</u>
	75ミリメートル以上 150ミリメートル以下	<u>8,000円</u>	<u>6,400円</u>

(2) (略)

2 手数料は、当該手数料に係る事務の申請の際に徴収する。_____

3 (略)

以 下 略

備考

- 1 改正部分は、下線の部分である。
- 2 改正の欄に「(削 る)」とある場合は、現行の欄の改正部分を削る。
- 3 現行の欄に「(新 設)」とある場合は、改正の欄の改正部分を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条第2項及び第4項並びに第30条第1項第1号及び第2項の改正は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の明石市水道条例第23条の規定は、令和9年6月1日以後に算定する水道料金について適用し、同日前に算定する水道料金については、なお従前の例による。

（提案理由）

本案は、明石市上下水道事業経営審議会からの答申を踏まえ、将来にわたり水道事業の健全かつ安定的な経営基盤の強化を図るため、水道料金を改定するほか所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものである。